

○ 国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付元構改C第717号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 適用 国営土地改良事業地区調査（以下「調査」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）及び国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）に定めるものほか、この要領に定めるところによるものとする。</p>	<p>第1 適用 国営土地改良事業地区調査（以下「調査」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）、<u>国営農業用水再編対策事業実施要綱（平成4年7月7日付元構改D第343号農林水産事務次官依命通知）、国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱（平成9年11月25日付元構改D第221号農林水産事務次官依命通知）、国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱（平成10年4月8日付元構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、国営流域水質保全機能増進事業実施要綱（平成12年3月24日付元構改D第263号農林水産事務次官依命通知）、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付元構改D第2032号農林水産事務次官依命通知）</u>及び国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）に定めるものほか、この要領に定めるところによるものとする。</p>
<p>第2 対象地区 調査は、次の地区において実施するものとする。 1 地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）又は都道府県知事が、将来、国が土地改良事業（この要領においては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の事業に限るものを用いる。）を施行するためにあらかじめ調査を実施することを適当と認められた地区 2 地方農政局長等又は都道府県知事が、1に掲げる地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の地震防災対策強化地域、<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域（平成25年法律第88号）第3条第1項に規定する首都直下地震緊急対策区域</u>において、国営事業により造成した農業水利施設について耐震に関する高度な技術的検討を要する調査を実施することと適当と認められた地区。</p>	<p>第2 対象地区 調査は、次の地区において実施するものとする。 1 地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）又は都道府県知事が、将来、国が土地改良事業（この要領においては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の事業に限るものを用いる。）を施行するためにあらかじめ調査を実施することを適当と認められた地区。 2 地方農政局長等又は都道府県知事が、1に掲げる地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の地震防災対策強化地域、<u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の東南海・南海地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u>において、国営事業により造成した農業水利施設について耐震に関する高度な技術的検討を要する調査を実施することと適当と認められた地区。</p>

改 正 後	現 行
<p>する調査を実施することを適当と認めた地区</p> <p>3 地方農政局長等又は都道府県知事が、1に掲げる地区のうち、次のいずれかに該当する施設を有し、国営等事業により造成した農業水利施設について耐震に関する高度な技術的検討を要する調査を実施することを適当と認めた地区</p> <p>(1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、地震災害による人命・財産等への影響が極めて大きいと認められる施設</p> <p>(2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、地震災害による避難・救護活動への影響が極めて大きいと認められる施設</p> <p>(3) 地震災害による地域の経済活動や生活機能への影響が極めて大きいと認められる施設</p> <p>4 地方農政局長等が、1に掲げる地区以外の地区であって、特に調査を実施する必要があると認めた地区</p> <p>第3 調査の内容 (略)</p> <p>注)1.～3. (略)</p> <p>4. 表中の「重要構造物に係る耐震設計」は、第2の2又は第2の3に該当する地区において実施するものとする。</p> <p>5. (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 調査地区の申請 都道府県知事は、第2の1、第2の2又は第2の3の地区について調査の実施を希望するときは、その旨地方農政局長等に申請するものとする。また、国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)、国営環境保全型かんがい排水事業、国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)、国営環境保全型かんがい排水事業、国営流域水質保全機能増進事業及び国営水利システム再編事業(農地集積促進型)を前提とした調査を希望する場合はその旨申請書に記載するものとする。</p> <p>申請にあたっては、調査申請書(様式1)に次の書面を添付し、調査希望年度の前年度の5月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。</p>	<p>3 地方農政局長等が、1に掲げる地区以外の地区であって、特に調査を実施する必要があると認めた地区。</p> <p>第3 調査の内容 (略)</p> <p>注)1.～3. (略)</p> <p>4. 表中の「重要構造物に係る耐震設計」は、第2の2に該当する地区において実施するものとする。</p> <p>5. (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 調査地区の申請 都道府県知事は、第2の1又は第2の2の地区について調査の実施を希望するときは、その旨地方農政局長等に申請するものとする。また、国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)、国営環境保全型かんがい排水事業、国営流域水質保全機能増進事業及び国営水利システム再編事業(農地集積促進型)を前提とした調査を希望する場合はその旨申請書に記載するものとする。</p> <p>申請にあたっては、調査申請書(様式1)に次の書面を添付し、調査希望年度の前年度の5月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>1 当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>2 調査を実施することが適当である理由を記載した書面</p> <p>第 6 調査地区の上申 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 の場合によるほか第 2 の 1、<u>第 2 の 2</u>又は<u>第 2 の 3</u>の地区について調査の実施を希望するときは、関係都道府県知事の意見を聴取のうえ、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。</p> <p>(1) 当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>(2) 調査を実施する理由を記載した書面</p> <p>(3) 当該土地改良事業計画に関する都道府県知事の意見書</p> <p>(4) 調査計画書 (様式 4)</p> <p>3 <u>第 2 の 4</u>の地区について調査の実施を希望するときは、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。</p> <p>(1) 調査を実施する理由を記載した書面</p> <p>(2) 調査計画書 (様式 4)</p> <p>(3) 必要ある場合は、当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 7・8 (略)</p> <p>第 9 調査の完了</p> <p>1 地方農政局長等は、第 2 の 1、<u>第 2 の 2</u>又は<u>第 2 の 3</u>の地区の調査を完了するに当たっては、調査結果に基づき事業構想を関係都道府県、関係市町村、土地改良区、土地改良区等に示し、調査完了年度の 8 月末日までに事業実施の意向を確認するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、第 2 の 1、<u>第 2 の 2</u>又は<u>第 2 の 3</u>の地区の調査が完了した場合においては、その結果を<u>基に</u>環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱 (平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知) に定める田園環境整備マスタープランとの整合を図った土地改良事業計</p>	<p>1 当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>2 調査を実施することが適当である理由を記載した書面</p> <p>第 6 調査地区の上申 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1 の場合によるほか第 2 の 1 又は<u>第 2 の 2</u>の地区について調査の実施を希望するときは、関係都道府県知事の意見を聴取のうえ、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。</p> <p>(1) 当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>(2) 調査を実施する理由を記載した書面</p> <p>(3) 当該土地改良事業計画に関する都道府県知事の意見書</p> <p>(4) 調査計画書 (様式 4)</p> <p>3 <u>第 2 の 3</u>の地区について調査の実施を希望するときは、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。</p> <p>(1) 調査を実施する理由を記載した書面</p> <p>(2) 調査計画書 (様式 4)</p> <p>(3) 必要ある場合は、当該土地改良事業の計画の概要 (様式 2)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 7・8 (略)</p> <p>第 9 調査の完了</p> <p>1 地方農政局長等は、第 2 の 1 又は<u>第 2 の 2</u>の地区の調査を完了するに当たっては、調査結果に基づき事業構想を関係都道府県、関係市町村、土地改良区等に示し、調査完了年度の 8 月末日までに事業実施の意向を確認するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、第 2 の 1 又は<u>第 2 の 2</u>の地区の調査が完了した場合においては、その結果を<u>もとに</u>環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱 (平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知) に定める田園環境整備マスタープランとの整合を図った土地改良事業計画書(案)</p>
<p>第 7・8 (略)</p> <p>第 9 調査の完了</p> <p>1 地方農政局長等は、第 2 の 1、<u>第 2 の 2</u>又は<u>第 2 の 3</u>の地区の調査を完了するに当たっては、調査結果に基づき事業構想を関係都道府県、関係市町村、土地改良区等に示し、調査完了年度の 8 月末日までに事業実施の意向を確認するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、第 2 の 1、<u>第 2 の 2</u>又は<u>第 2 の 3</u>の地区の調査が完了した場合には、その結果を<u>基に</u>環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱 (平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知) に定める田園環境整備マスタープランとの整合を図った土地改良事業計</p>	<p>第 7・8 (略)</p> <p>第 9 調査の完了</p> <p>1 地方農政局長等は、第 2 の 1 又は<u>第 2 の 2</u>の地区の調査を完了するに当たっては、調査結果に基づき事業構想を関係都道府県、関係市町村、土地改良区等に示し、調査完了年度の 8 月末日までに事業実施の意向を確認するものとする。</p> <p>2 地方農政局長等は、第 2 の 1 又は<u>第 2 の 2</u>の地区の調査が完了した場合においては、その結果を<u>もとに</u>環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱 (平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知) に定める田園環境整備マスタープランとの整合を図った土地改良事業計画書(案)</p>

改 正 後	現 行
<p>書(案) <u>(国営総合農地防災事業のうち土地改良法第87条の4の規定に基づき申請によらない耐震化対策にあつては、緊急耐震工事計画(案))</u>(様式6)を作成し、調査完了年度の3月末日までに農林水産大臣に提出するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。</p> <p>3 地方農政局長等は、<u>第2の4</u>の地区の調査が完了した場合には、その結果をもとに調査報告書(様式7)を作成し、調査完了年度の3月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>第10・第11 (略)</p> <p>(様式1)</p> <p>地方農政局長 殿 [北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長]</p> <p>国営土地改良事業地区調査〇〇地区の申請について</p> <p>〇〇地区は、国営土地改良事業地区調査実施要領第2の1(又は第2の2若しくは<u>第2の3</u>)に該当するので調査の実施を願いたく、関係資料を添えて申請する。</p> <p>(様式2)～(様式7) (略)</p>	<p>(様式6)を作成し、調査完了年度の3月末日までに農林水産大臣に提出するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。</p> <p>3 地方農政局長等は、<u>第2の3</u>の地区の調査が完了した場合には、その結果をもとに調査報告書(様式7)を作成し、調査完了年度の3月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>第10・第11 (略)</p> <p>(様式1)</p> <p>地方農政局長 殿 [北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長]</p> <p>国営土地改良事業地区調査〇〇地区の申請について</p> <p>〇〇地区は、国営土地改良事業地区調査実施要領第2の1(又は第2の2)に該当するので調査の実施を願いたく、関係資料を添えて申請する。</p> <p>(様式2)～(様式7) (略)</p>

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。